

国の出先機関改革に係る公開討議

参考資料

漁業調整事務所

平成22年5月24日

農林水産省

目 次

漁業の許可等	1
漁業の取締り	2
漁業調整	4
海洋生物資源の保存及び管理	6
外国漁船の寄港の許可	8
漁船の検査	10
沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査	11

漁業の許可等

○都道府県域を超えて広範囲にわたり操業する漁業や国際的な取り決めに基づく規制がある漁業(以下、大臣許可漁業等)については、国による統一的な規制を要することから、国が漁業の許可等の事務を行う必要。

- 政府間の取り決め等に基づく規制がある漁業(例:以西底びき網漁業)
→ 可 操業区域、操業期間などに関して**国による統一的な規制が必要**
- 漁場が県境を越えて広範囲にわたる漁業(例:大中型まき網漁業)
→水産資源の保護や漁業間の利害を実効あるものとするためには、許可隻数や操業区域、操業期間などに関して**国による統一的な規制が必要**
- なお、各都道府県の地先海面で営まれ、地域の実情に応じて地方が判断することが適当な漁業については、都道府県知事が許可

漁業の取締り

○大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が責任を持って実施することが必要。

- 沖合・遠洋漁業など、都道府県域を越えて広範囲にわたって操業を行っている漁船の取締りについては、**国が広域的な範囲で一貫して実施することが効率的であり、各都道府県ごとに体制を整備するのは困難**
- また、公海や外国の排他的経済水域において、国際的な規制を受けて操業している我が国漁船については、**政府間の取り決め等を踏まえて国が取締りを実施する必要**

漁業取締について

- 限られた取締勢力で広大な海域において行うため効率的な取締体制での実施が必要。
- 取締活動は許可と取締が表裏一体となって行うことが効果的。

○ 漁業取締海域

水産庁：

大臣許可漁業、外国船の漁業が行われる沖合海域。

都道府県：

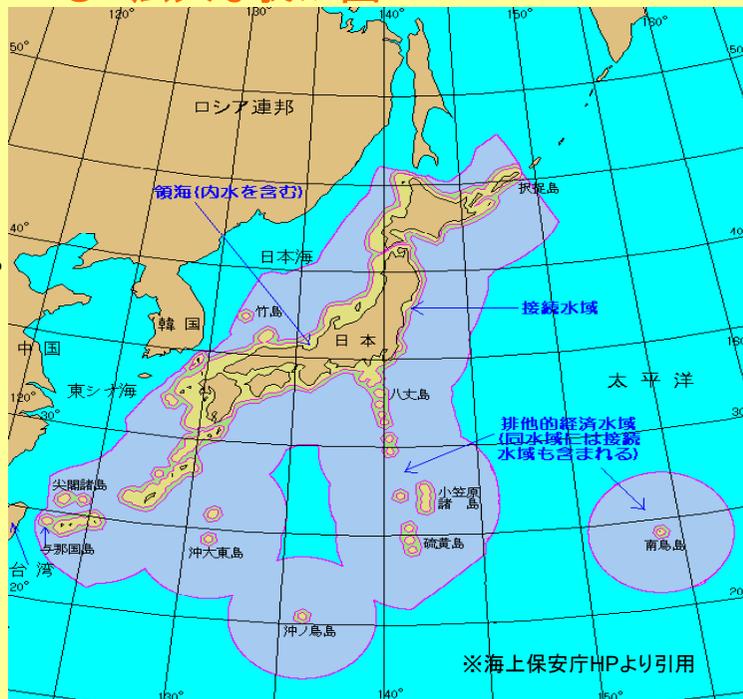
知事許可漁業が行われる沿岸海域。

○ 漁業取締りの現場

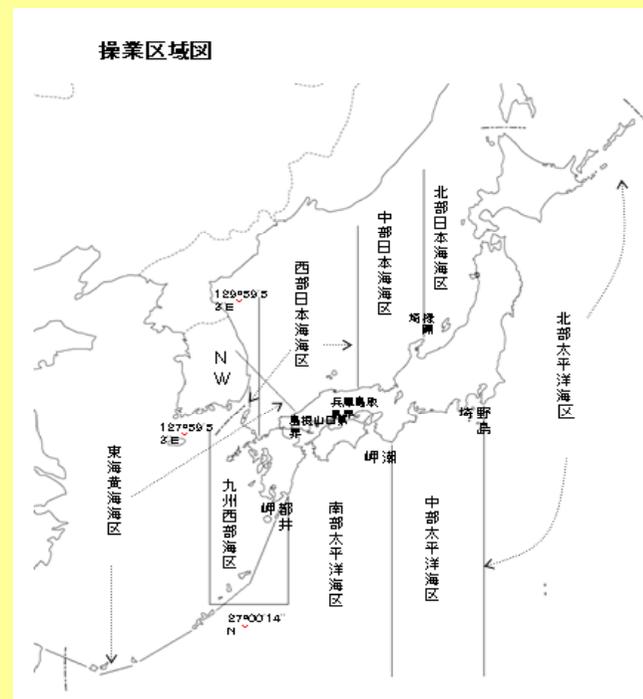
→逃走する被疑漁船への停船命令



○ 広大な我が国EEZ



○ 大中型まき網漁業の操業区域概念図



我が国周辺水域等における外国及び我が国漁船の漁業秩序の維持と円滑な操業の確保

大臣許可漁業では、九州の漁船が北海道・東北海域に移動するなど広範囲で操業。また、外国漁船は、政府間の漁業交渉により操業条件等を決定し、我が国EEZ内を広範囲に渡って操業しているため、都道府県の連携では機動的かつ責任ある取締りは困難。

国が果たすべき責務を確実に遂行するため、漁業調整事務所を中心に取締業務を行う必要がある。

漁業調整

○大臣許可漁業と沿岸漁業との間や複数県の沿岸漁業間の漁業調整問題については、国が許可権者として、また、中立公平かつ広域的な見地から調整を行う必要がある。

- 都道府県域を超えて広範囲にわたり操業する大臣許可漁業と沿岸漁業との間で操業区域や操業期間等について紛争が起った場合、**国は許可権者として**話し合いの場を設定することなどにより、対応を行う必要がある。
- 複数県の沿岸漁業間との間で操業区域（海面における県境が定まっていない場合が多い）や操業期間等について紛争が起った場合、**国が中立・公平かつ広域的な見地から**、利害が相反する当事者間の話し合いの場の設定の斡旋、話し合いの仲介を行うことなどにより、対応を行う必要がある。